

議事要旨(2) リスク分担型DBに関する会計処理の検討(参考人招致)

冒頭、小賀坂副委員長より、リスク分担型 DB (以下、本制度という。)の会計処理に関する検討経緯、及び本日の委員会では、参考人として招いた厚生労働省 年金局 国民年金基金課 基金数理室長 山本進氏から本制度の説明を行う旨が説明された。続いて、参考人より、[審議事項(2)-2]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - リスク対応掛金の算定にあたり、「財政悪化時に想定される積立不足」の測定では、将来の平均寿命の伸びによる給付の増加や、給与額の伸びが想定よりも低いことによる掛金収入の減少などの可能性も考慮に入れるのか。
 - 本制度のリスク対応掛金は、一旦拠出したものは企業に返還されないとの理解で良いか。
 - 本制度を導入した企業が倒産手続きを行う場合、未拠出となったリスク対応掛金はどのような扱いとなるのか。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本制度におけるリスク対応掛金の額は、財政再計算の実施等の節目ごとに変わるのか、それとも制度の開始時に設定されたものは変わらないのか。
 - 本制度において積立金を上回る給付が発生した場合、企業は掛金以外にも追加的な拠出を行わなければならないのではないのか。また、このようなケースはどの程度の頻度で起こると考えているのか。
 - 本制度と通常の確定給付企業年金制度を同時に実施するための要件とはどのようなものか。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - リスク対応掛金の拠出期間を最大 20 年としている理由は何か。また、各年度拠出額について、均等拠出、弾力拠出、定率拠出の 3 つのパターンを可能とした背景は何か。
 - 本制度において「財政悪化時に想定される積立不足」のために積み立てられた財産が残った状態で制度が解散される場合、この財産は加入者に分配されるのか。

続いて、小賀坂副委員長より、[審議事項(2)-3]について概要の説明がされた後、藤澤研究員より、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおり

である。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 会計上の確定拠出制度は「一定の掛金」を要件としていると捉えている。また、「一定の掛金」と、開示が要求されている「費用処理した要拠出額」は、関連があるかもしれない。このため、企業の追加的な拠出義務の有無だけでなく、「一定の掛金」も論点として取り上げる必要があるかどうか、検討をお願いしたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 会計基準上、掛金に関してどのようなことを「一定」とするのか、が明確ではないことを踏まえたご指摘と理解した。

以 上